

基 発 0422 第 9 号
職 発 0422 第 1 号
平成 28 年 4 月 22 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)
職業安定局長
(公 印 省 略)

「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する
納期限等を延長する件」の制定等について

平成 28 年熊本地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金関係の納期限等の延長については、本日、別紙 1 のとおり、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 213 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2、3 及び 4 の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

記

1 納期限等の延長等関係

(1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、熊本県（以下「指定地域」という。）に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成 28 年 4 月 14 日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務を委託している事業主（以下「事業

主等」という。)に係るもので、災害の発生した日(平成28年4月14日)から延長後の納期限までの間(以下「納期限の延長期間」という。)に納期限が到来するものであること。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第30条、国税通則法(昭和37年法律第66号)第11条)

(2) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第62条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。)は、指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日(平成28年4月14日)から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。(障害者雇用促進法第62条、国税通則法第11条)

(3) 延長後の納期限等

指定地域に係る延長後の労働保険料等の納期限及び障害者雇用納付金の納付期限は、災害のやんだ日から2か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(4) 督促状の送付等

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長期間内は送付しないこと。

なお、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書及び督促状については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宛てに通知していること。

2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

指定地域外に所在地を有する事業場の事業主又は労働保険事務組合であっても、徴収法第30条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、都道府県労働局長(歳入徴収官)は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができること。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。

また、障害者雇用納付金に係る納付猶予措置については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、労働保険料等及び障害者雇用納付金に関する相談で来庁された方に対しては、納期限等の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明するこ

と。なお、その際には、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、適切な対応をするように留意すること。

4 事業主等に対する周知

別紙2の「お知らせ」を各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四〇)

〔府令・省令〕

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)

〔省令〕

○外国為替に関する省令の一部を改正する省令(財務四六)

〔告示〕

○熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働二一三)

一 二 三

府令

○内閣府令第四十号
貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十八年四月二十二日
内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中(以下)を(次項及び附則第四項において)に改める。

附則に次の二項を加える。

6 個人顧客が平成二十八年熊本地震に伴う貸付けに関する特例(平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者(次項において「特例対象者」という。)である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十八年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條の二十三第一項第二号の二(2)	書面	第十條の二十三第一項第二号の二(2)	三月	六月
第十條の二十三第二項第四号口	事業計画、収支計画及び資金計画(この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。)	第十條の二十三第二項第四号口	三月	六月
第十條の二十六第一項	事業計画、収支計画及び資金計画	第十條の二十六第一項	三月	六月
第十條の二十八第一項第一号ハ	三月	第十條の二十八第一項第一号ハ	三月	六月
第十條の二十八第一項第三号口	事業計画、収支計画及び資金計画	第十條の二十八第一項第三号口	三月	六月

7 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二十八年内閣府令第四十号)の施行の日から平成二十八年十月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十條の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合には、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

附則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則(以下「新規則」という。)附則第六項の規定(同項の表第十條の二十六第一項の項に係る部分に限る。)及び次項の規定は、平成二十八年二月十四日から適用する。

○厚生労働省告示第二百十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八十三号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号) 第八十九号(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号) 以下「厚生年金特例法」という。)、第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和十五年法律第二十三号) 第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) 以下「徴収法」という。)、第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号) 以下「整備法」という。)、第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号) 以下「石綿健康被害救済法」という。)、第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。)、の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号) 第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法第四百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。)、及び子ども・子育て支援法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)、の事業主、当該地域に住所し又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者(船舶保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所し又は主たる事務所の所在地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。)、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所し若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所し若しくは事務所の所在地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所し又は主たる事務所の所在地を有するもの(以下「特定事務組合」という。)、に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成二十八年四月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

指 定 地 域	熊 本 県
---------	-------

事業主、労働保険事務組合の皆様へ

労働保険料等の申告・納期限の延長についてのお知らせ

平成28年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 労働保険料等の申告・納期限の延長について

平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その申告・納期限が延長されることとなりました。

① 熊本県内に所在地を有する事業場

（当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

② 平成28年4月14日以降に申告・納期限が到来するもの

2 延長後の労働保険料等の申告・納期限について

災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成28年4月 日

【お問い合わせ先】

〇〇労働局労働保険徴収（課）室

TEL 0000-00-0000

職 発 0422 第 2 号
平成 28 年 4 月 22 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」
の制定等について

平成 28 年熊本地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の納期限等の延長については、本日、別紙 1 のとおり、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 213 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 納付期限の延長等関係

(1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、熊本県全域（以下「指定地域」という。）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 28 年 4 月 14 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者雇用促進法第 62 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

(2) 延長後の納付期限

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から 2 ヶ月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 督促状の送付等

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、災害の発生した日の前日までに納付すべき障害者雇用納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配付するなどにより事業主への周知を図ること。

加えて、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該障害者雇用納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」(別紙2)を同封して送付すること。

2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事業所の所在地を有する事業主であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する納付期限について、事業主の申請に基づき、当該納付金の納付を1年以内に限り猶予することができること。(障害者雇用促進法第62条、国税通則法第46条第1項)

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価格に占める平成28年熊本地震の被災による被害の損失の額の割合(損失の割合)が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの(見舞金を除く。)により補填された又は補填されるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

平成 28 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

平成 28 年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 熊本県内に主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成 28 年 4 月 14 日以降に納付期限が到来するもの
(督促状の指定期限が平成 28 年 4 月 14 日以降である場合を含みます。)

2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から 2 ヶ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成 28 年 4 月 日

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇